

～第2次太子町男女共同参画推進計画の重点的な取組み（令和8年度）～

資料2

	項目	内容
拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実 ・人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備 ・セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、町内の事業者等に対して積極的な啓発活動を行う。 ・引き続き、人権相談員を養成する。 ・相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における男女共同参画の推進 ・地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・全課において、積極的に情報提供と啓発活動を行い、地域活動における意思決定機関への女性の参加を促進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員等への女性の参画促進 ・町政への女性の参画促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・全課において、積極的に女性委員の登用を促進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の被害者に対する相談支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性相談支援員を設置する。 ・相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景にもなることなどを周知する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに対する理解促進と配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校教育を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に取り組んでいく。 ・性的マイノリティに対する理解促進のため、研修会を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性相談支援員を設置する。 ・女性相談支援員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援者の早期把握（アウトリーチ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等との連携を強化する。 ・相談窓口、関係機関、女性相談支援員等の周知を行う。